

自治体向けESCO・ZEB説明会 (2026年1月23日)

京都府における 建築物脱炭素化促進の取組について

**京都府総合政策環境部
脱炭素社会推進課**

本日の内容

- 1. 京都府の地球温暖化対策**
- 2. 建築物脱炭素化促進の取組**

本日の内容

1. 京都府の地球温暖化対策

2. 建築物脱炭素化促進の取組

2050年温室効果ガス排出実質ゼロ宣言

- 国も府も、「2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指す」と宣言



写真：首相官邸ウェブサイトより

菅首相は、所信表明演説において、**2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指すことを宣言**。21年4月には、**2030年までに46%削減を目指すことを表明**。



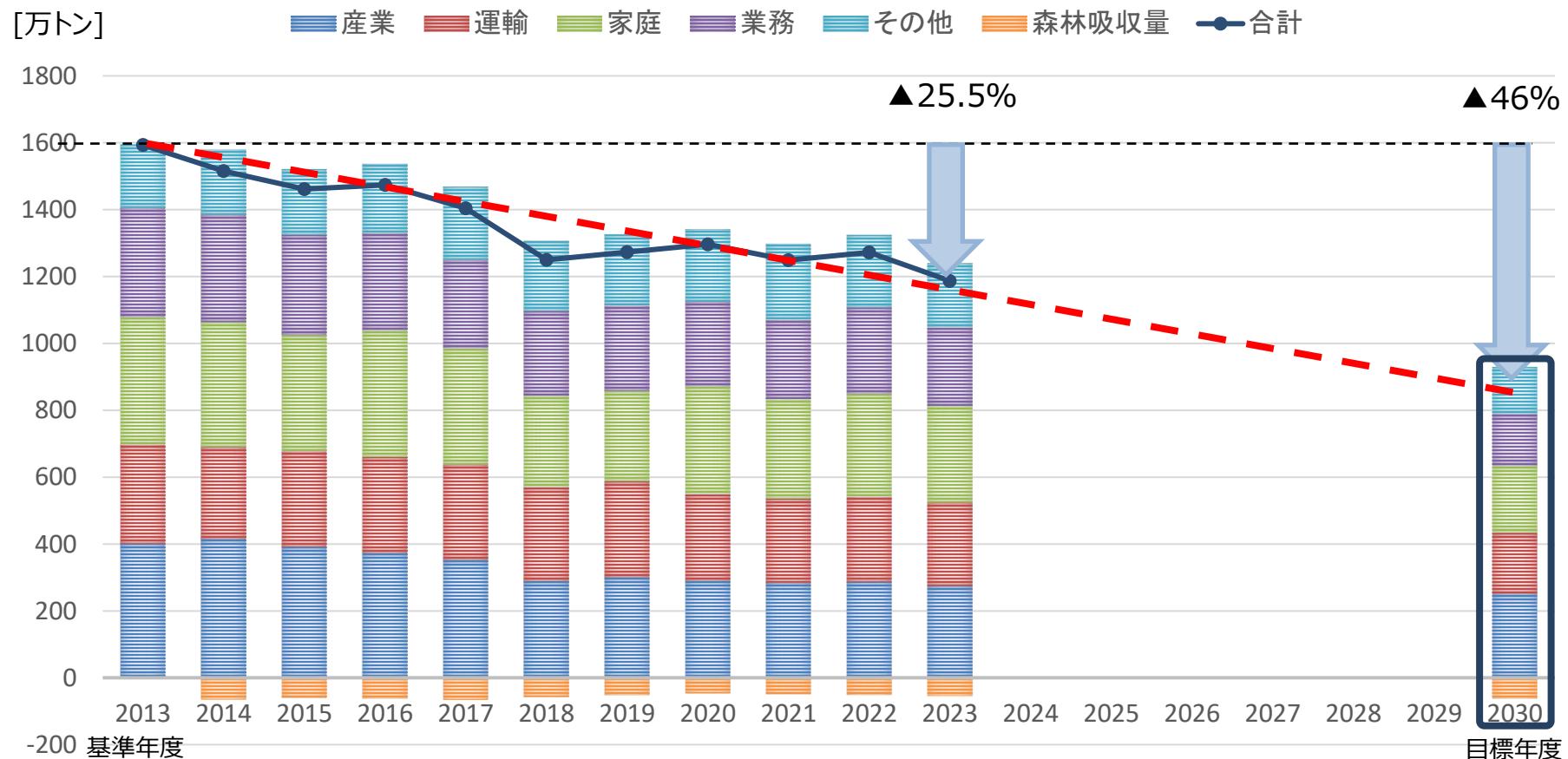
写真：京都府ウェブサイトより

京都府の西脇知事は、2020年2月11日の「KYOTO地球環境の殿堂 表彰式」の挨拶の中で**「2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロ」を目指すことを宣言**。

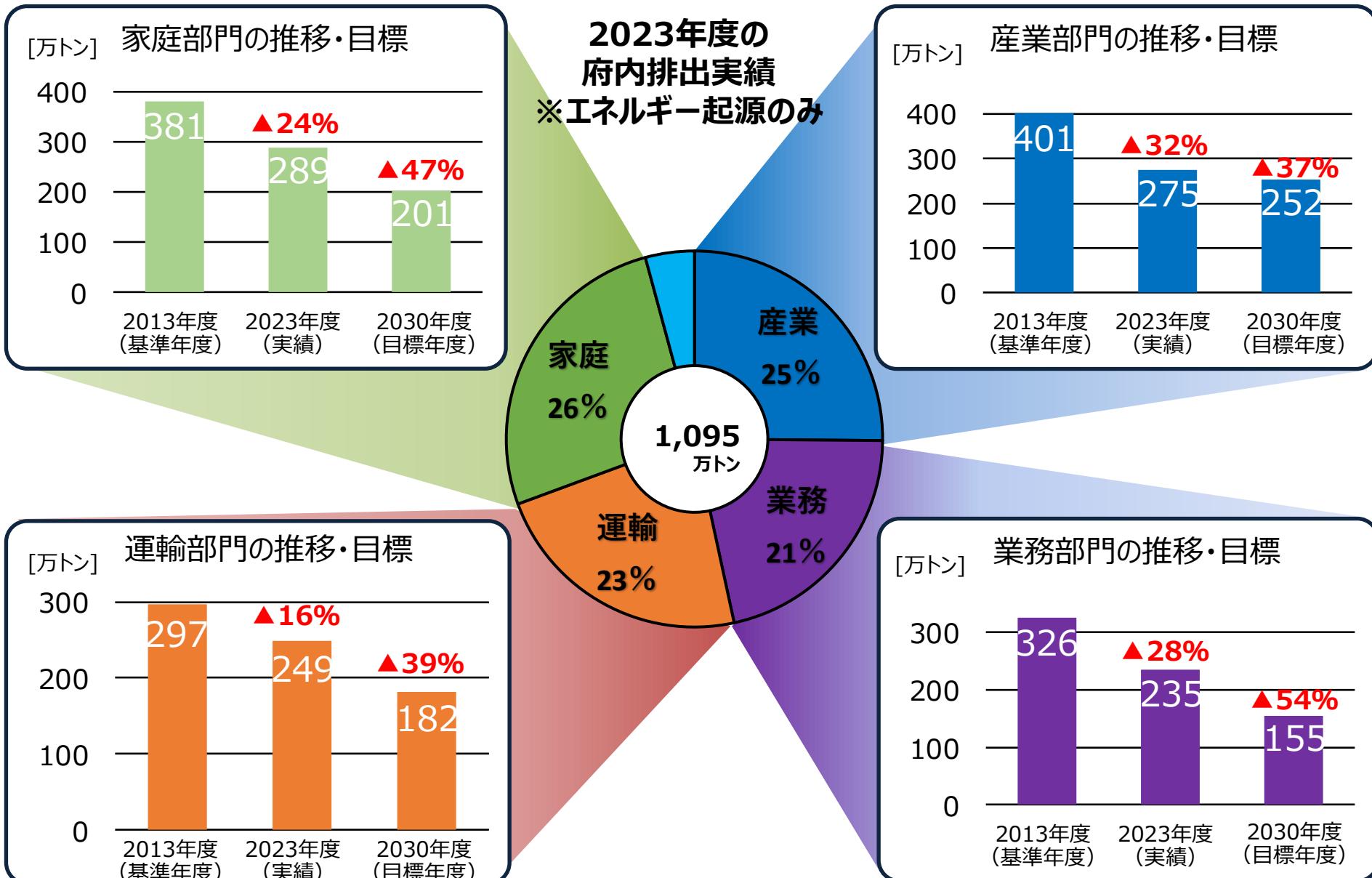
日本も、そして京都も、「脱炭素」に向けて大きく変化

京都府の温室効果ガス排出量の推計

- 京都府の温室効果ガス削減目標 2030年度に2013年度比で**46%以上削減**
- 府内における**2023年度温室効果ガスの排出量**は1,187万トン
(2013年度比▲25.5%、前年度比▲6.7%)
- エネルギー消費効率の向上や電気の二酸化炭素排出係数の低下等により、温室効果ガス排出量は減少
- またエネルギー消費量は、前年度比で1.1%減少



京都府の部門別の温室効果ガス排出量



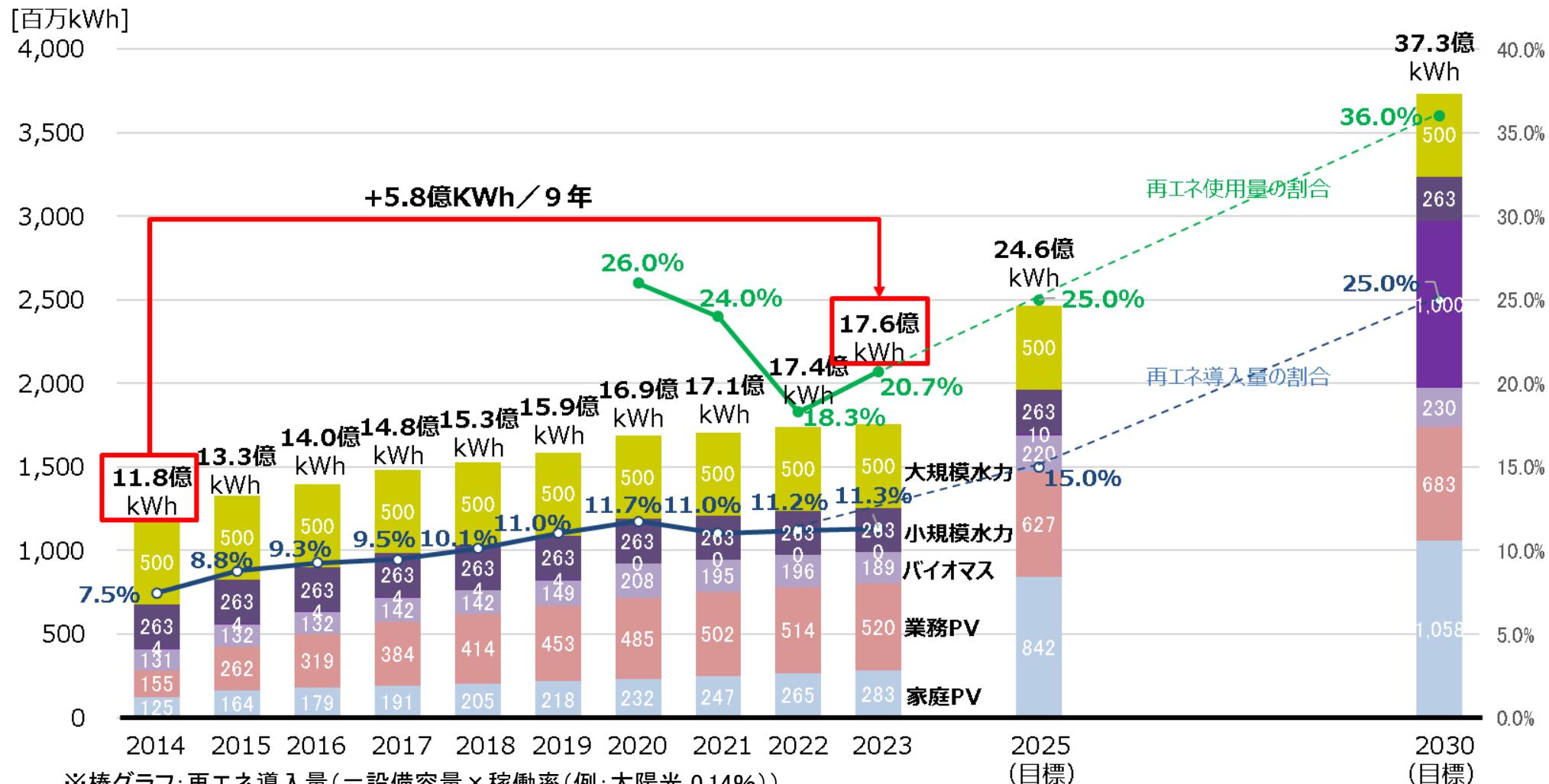
京都府内の再生可能エネルギー導入量の推移等

7

- 温室効果ガス排出量の2030年度46%以上の削減に向けて、再エネの加速的な導入が必要

<再エネ導入量> 目標：25%以上（2030年度） 実績：11.3%（2023年度）

<再エネ使用量> 目標：36～38%（2030年度） 実績：20.7%（〃）



京都府の脱炭素施策の全体像

目指す将来像

これまでの長期目標
「2050年度までに
▲80%」



2050年度 脱炭素で持続可能な社会
「温室効果ガス実質排出量ゼロ」を目指す



2040年 「脱炭素」で環境にやさしい社会を実現

※京都府総合計画における2040年に実現したい京都府の将来像



当面の目標

「脱炭素社会に向けた取組を加速化」

2030年度 温室効果ガスの46%以上削減 (基準年度：2013年度)

再生可能エネルギーにかかる目標指標を設定

- ◆府内総電力需要量に対する再エネ発電電力量の割合：25%以上
- ◆府内総電力需要量に占める再エネ電力使用量の割合：36～38%

(数値目標の考え方)

前推進計画の中期目標である、「1990年度比40%削減」相当の目標水準以上の削減を目指す



(施策の展開方向)

- 省エネ取組等の加速化
- 再エネの主力電源化
- フロン対策の推進 等

現在

◆府内温室効果ガス排出量（2023）

1,187万t-CO₂

◆府内総電力需要量に占める再エネ発電量の割合（2023）

11.3%

◆府内総電力需要量に占める再エネ使用量の割合（2023）

20.7%

京都府の地球温暖化対策～主な取組の例～

9

家庭

- リフォーム会社・工務店等と連携し、省エネ改修（窓断熱など）を推進
- 太陽光発電設備の導入やZEHの普及に取り組む地域の工務店等を支援

森林吸収

- 航空測量・AI画像解析技術等を活用した持続可能な森林経営を促進



廃棄物

- 地域の食品小売店等で生じた未利用食品を地域内で有効活用・消費するモデル地域を構築

産業・業務

- 金融機関と連携した地域脱炭素化コンソーシアムの設置、京都府独自のサステナブルファイナンスのフレームワークの構築等により中小企業の脱炭素化を促進
- 大企業と中小企業が連携してサプライチェーン排出量の削減に取り組む事例を創出

交通

- デジタル技術を活用した社用車運用の脱炭素化を推進

建築物

- 中小企業等に対し、建築物の脱炭素化について専門家派遣を含めた総合的支援を実施
- 床面積300m²以上2,000m²未満の準特定建築物に再エネ設備の導入を義務化

再生可能エネルギー

- 地方創生に資する脱炭素先行地域を府内に創出し、府内への水平展開を推進
- 「促進区域の設定に関する環境配慮基準」を定めるとともに、区域設定に係る市町村への支援及び事業化を促進



事業者への支援策

事業名	支援対象							補助率等 (括弧内は上限額)
	太陽光	蓄電池	空調	LED	EMS	診断相談	その他	
1 事業者向け脱炭素行動促進事業費	○	○						太陽光5万円/kW(900万円) 蓄電池 1/3(100万円)
2 営農型太陽光発電等導入促進事業	○	○						太陽光1/3(200万)or1/2(500万)、蓄電池1/3(100万)
3 マンション共用部再エネ促進事業	○	○						太陽光5万円/kW(200万円)、 蓄電池 1/3(100万円)
4 自立的地域活用型再生可能エネルギー設備等導入補助事業	○	○		○		○		税優遇(1000万円)or補助金(400万円)
5 省エネ・節電・EMS診断事業					○			無料
6 サプライチェーン省エネ推進事業補助金			○	○				1/3又は1/2(250万円)
7 建築物脱炭素化推進事業 (京都府ZEBアドバイザー派遣事業)					○			無料
8 京都ゼロカーボンフレームワーク	○	○	○	○	○	○		融資(金利優遇あり)
9 非化石証書共同購入プロジェクト						○		非化石証書の共同購入
10 水素ステーション等普及促進事業補助金						○		水素ステーション1/10(1,500万円) 燃料電池FL 1/10(140万円)
11 太陽光発電初期投資ゼロ促進事業 (0円ソーラー事業)	○							※家庭向けのみ10万の補助
12 太陽光発電設備等共同購入事業 (みんなのおうちに太陽光)	○	○						

家庭への支援策

事業名	支援対象				補助率等 (括弧内は上限額)
	太陽光	蓄電池	診断	その他	
1 脱炭素住宅(ZEH)促進事業 (京都住宅脱炭素化促進事業補助金)				○	ZEH基準の住宅を建築に対する補助 補助額15万円or40万円(国補助との併用可)
2 省エネ・節電相談所			○		相談無料
3 家庭向け自立型再生可能エネルギー設備補助金	○	○		○	
4 スマート・エコハウス促進融資	○	○			金利0.5%(限度額350万円)
5 京都再エネコンシェルジュによる 再エネ導入相談支援			○		相談無料
6 太陽光発電初期投資ゼロ促進事業 (0円ソーラー事業) (再掲)	○				10万円/件
7 太陽光発電設備等共同購入事業 (みんなのおうちに太陽光) (再掲)	○	○			約30%の割引率 [R5実績]

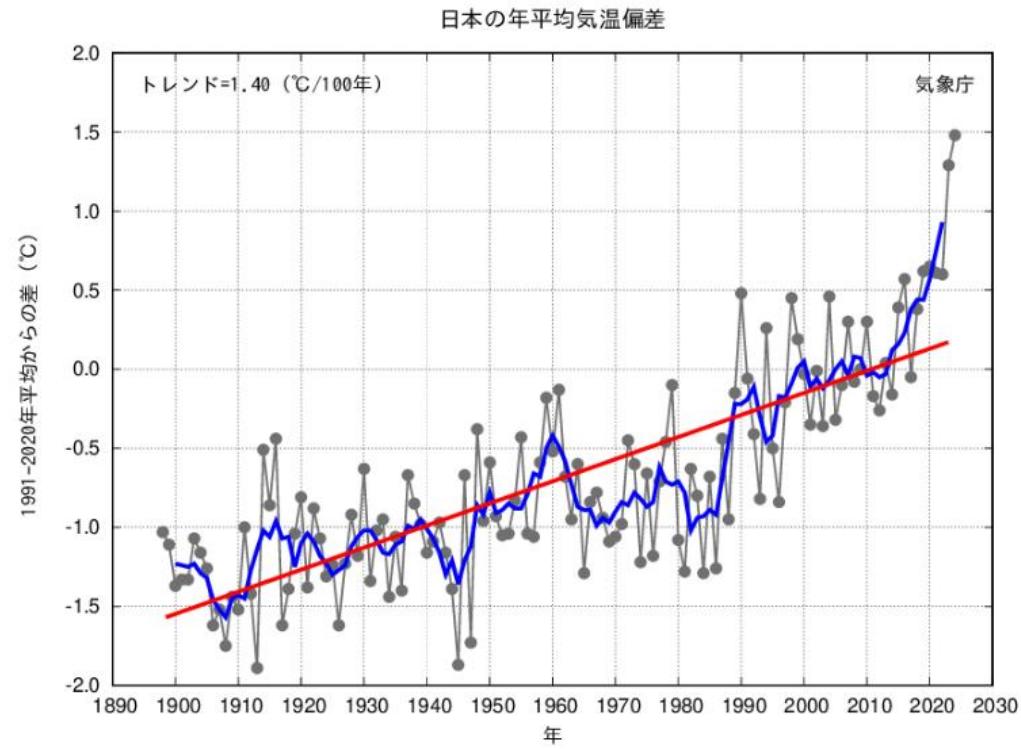
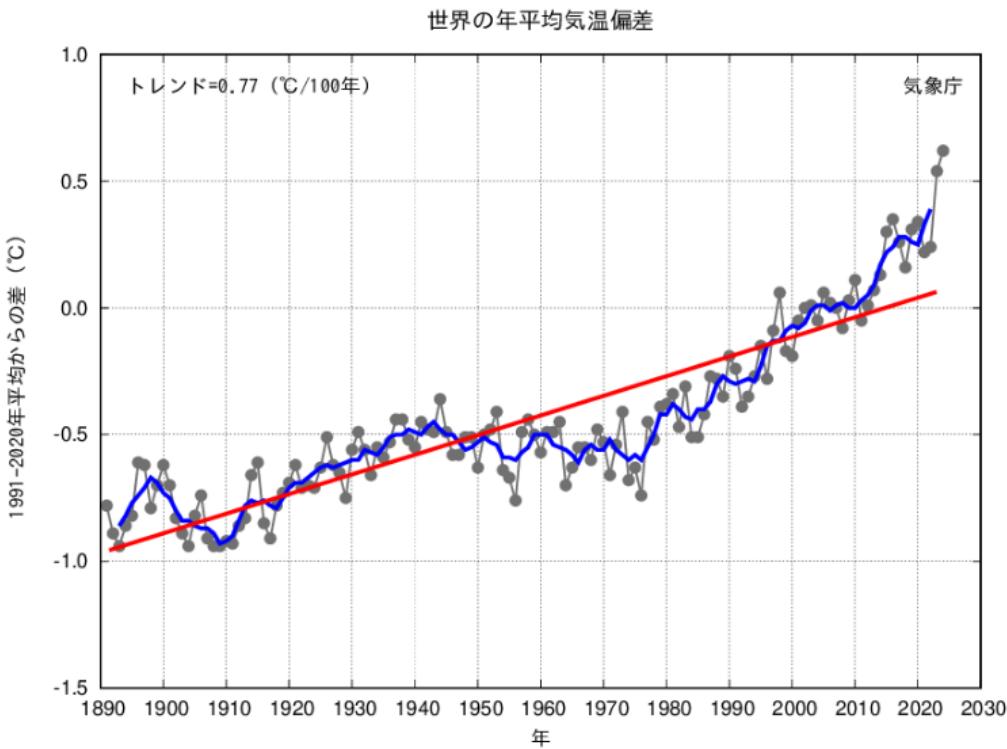
世界と日本の年平均気温の推移

世 界

日 本

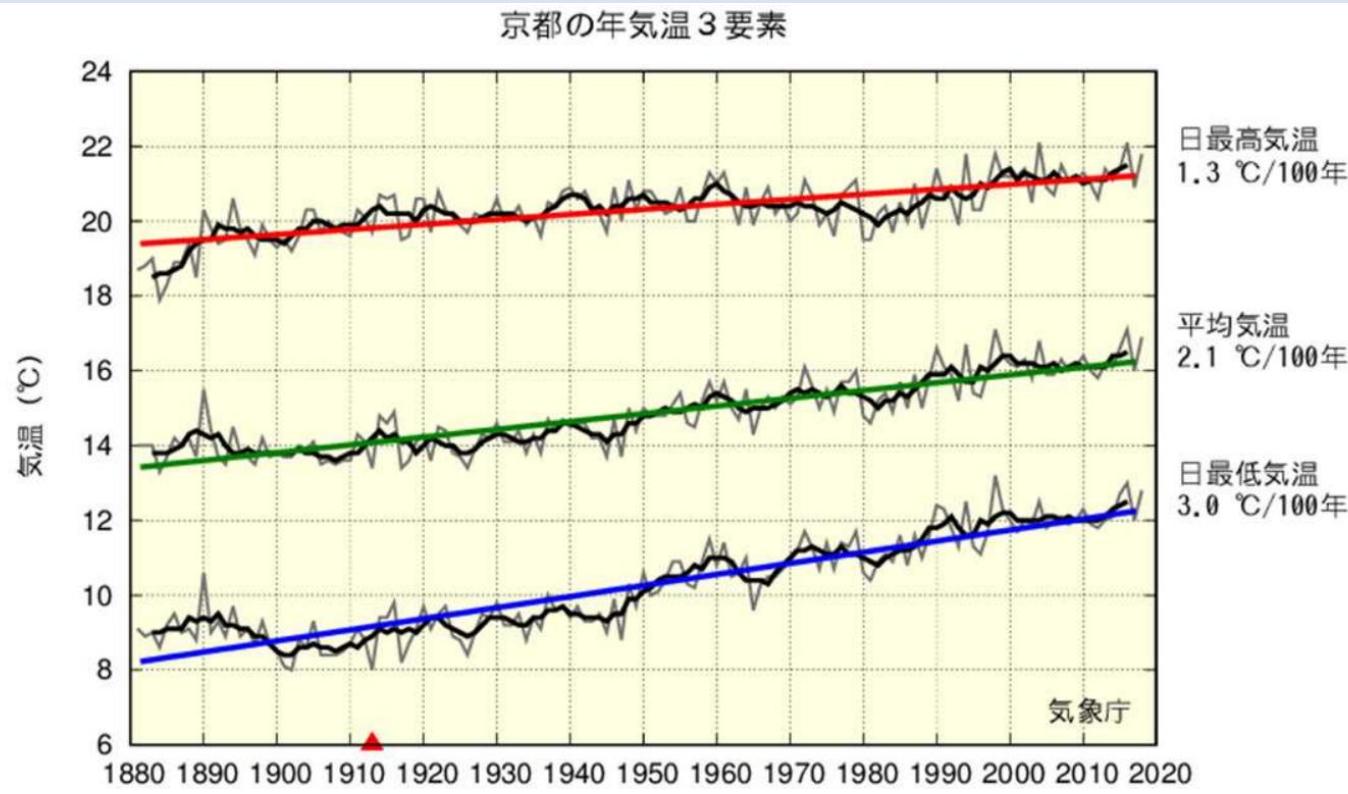
100年あたり
0.77°Cの割合で上昇

100年あたり
1.40°Cの割合で上昇



細線（黒）：各年の平均気温の基準値からの偏差、太線（青）：偏差の5年移動平均値、直線（赤）：長期変化傾向。
基準値は1991～2020年の30年平均値。

- 年平均気温は100年あたり約2°Cの割合で上昇、長期的に統計上有意な上昇傾向を確認
- 上昇傾向は最高気温に比べて最低気温で大きく、要因の一つとして地球温暖化に加えヒートアイランド現象の影響も考えられる。
- 季節ごとの平均気温も四季すべてで長期的に有意な上昇傾向が見られる。



→ 地球温暖化対策だけでなく、快適性（熱中症対策も含む）・経済性の観点からも、建築物の脱炭素化は重要！！

1. 京都府の地球温暖化対策
2. 建築物脱炭素化促進の取組

<R7予算額：410万円>

- ZEBプランナー※（京都府ZEBアドバイザー受託事業者）が、府内中小事業者や市町村に対して**ZEBアドバイザーを無料で派遣し、建築物のZEB化や省エネ設備の導入に向け、相談・助言を実施**

（詳細）<https://www.pref.kyoto.jp/tikyu/zebadviser.html>

※ZEBや省エネ建築物を設計するための技術や設計知見を活用して、一般に向けて広くZEB実現に向けた相談や業務支援（建築設計、設備設計、設計施工、省エネ設計、コンサルティング等）を行う事業者。

（一般社団法人環境共創イニシアチブが登録・公表）

診断の対象者	中小企業、社会福祉法人、市町村 等
助言等の内容	建築物の新築及び設備改修時のZEB化や補助金活用に向けた助言など
相談料	無料
実施の流れ	<ol style="list-style-type: none">① 京都府ZEBアドバイザー受託事業者へ申込み（電話又は電子メール）② ZEBアドバイザーによる相談事項の事前聞き取り③ 申込者からZEBアドバイザーへの必要な情報の提出④ ZEBアドバイザーの派遣（オンライン又は対面）⑤ 助言結果（報告書）の提供



2021年に竣工した向日市新庁舎（ZEB Ready）

建築物脱炭素化推進事業

研修会・セミナーの開催～R6年度実績～

府内の建築物のZEB化を促進するため、民間事業者向けのセミナーや、行政職員向けの研修会を開催。

■ 民間事業者向けセミナー

・内 容：「ZEBの動向と事例から学ぶ導入メリット」

府内民間事業者向けに、ZEBの概要とメリットについて説明

「建物竣工後に認証を受けたZEBと府内産木材を活用した増改築によるZEB」

実際に建物をZEB化した事業者から、事例について説明

・参加者：約40名（会場・オンライン）

BELS(建築物省エネルギー性能表示制度)

BELS (Building-Housing Energy-efficiency Labeling Systems : ベルス)

建築物のエネルギー消費性能の見える化を通じて、性能の優れた建築物が市場で適切に評価され、選ばれるよう環境整備を図り、ガイドラインに基づく第三者認証マークの一つとしてすべての建築物を対象とした省エネルギー性能等に関する評価・表示を行う制度。

- ZEB認証の際に取得する必要がある
- 標準入力法やモデル建物法での計算結果(BEIの値)に基づく
- 入力した値についての説明や質疑等があるため、多くの場合は設計者やコンサル等が申請を行っていると思われる

BELS申請のための資料作成（図面や計算根拠）、申請業務、質疑対応等の追加的な業務が発生する。

出所：一般社団法人 住宅性能評価・表示協会 BELS評価実施基準
図解クリーンエネルギー株式会社 9

ZEBのメリット

ZEBのメリット

- 光熱費の大幅削減**
⇒ エネルギー使用量の削減に伴い光熱費の削減が可能
- 省エネと快適性の両立**
⇒ ZEB化は、断熱性能の向上 + 省エネ・再エネ設備の導入により実現するため、快適性を損なわずエネルギー使用量の削減が可能
- 事業継続性の向上**
⇒ ZEB化の際、再エネ設備（太陽光発電）を導入すれば、部分的ではあってもエネルギーの自立が可能

経済性について

長期的には通常の改修よりもコストメリットの得られるケースあり
⇒ 短期間には、更新等が必要となる設備が備え、初期費用が増加するケースが多い。しかし、ランニングコストの削減効果や次回以降の更新費の削減で、長期的には通常の改修よりもコストメリットの得られるケースがある。

図解クリーンエネルギー株式会社 11

建築物脱炭素化推進事業

研修会・セミナーの開催～R6年度実績～

府内の建築物のZEB化を促進するため、民間事業者向けのセミナーや、行政職員向けの研修会を開催。

■行政職員向け研修会

- ## ・内 容：「ZEBを取り巻く動向とZEBの進め方」

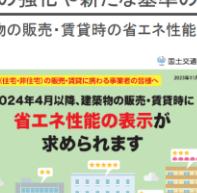
ZEBの概要（ZEBとは、ZEBを取り巻く状況）及び自治体でZEB化を進める際の手順や留意点について説明

- ・参加者：約40名（オンライン）

建築物の省エネルギー基準の引き上げ	
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」）で定められた、非住宅建築物の省エネルギー基準は、今後引き下げ	
年度	非住宅建築物の規制強化について
2017年4月～	2000m ² 以上の非住宅建築物は適合義務 300m ² 以上の住宅・非住宅は省エネ計画書の届出義務
2021年4月～	300m ² 以上の非住宅建築物は適合義務
2022年度	建築物省エネ法に基づく誘導基準値の引き下げ 用途に応じてBEI=0.6又は0.7(いずれも再エネを除く)
2024年度	大規模建築物（2000m ² 以上）の省エネ基準の引き下げ BEI=工場 0.75、事務所・学校・ホテル・百貨店 0.8、病院・飲食店・集会所 0.85
2025年度	小規模建築物の省エネ基準への適合義務化
2026年度	中規模建築物（300m ² 以上）の省エネ基準の引き下げ BEI=工場 0.75、事務所・学校・ホテル・百貨店 0.8、病院・飲食店・集会所 0.85
まことに、 2030年度	中大規模建築物について誘導基準への適合率が8割を超えた時点で、 省エネ基準をZEB基準（用途に応じてBEI=0.6又は0.7）に引き下げ、 小規模建築物についてBEI=0.8程度に引き下げ・適合義務付け

規制の強化や新たな基準の設定

建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示の努力義務化(2024年(令和6年)4月～)



エネルギー消費性能

再エネ(太陽光発電)設備の有無

非住宅建築物

建築物省エネ法に基づく省エネ性能ラベル

太陽光発電(自家消費削減)

エネルギー消費性能

ZEB水準

ネット・ゼロ・エネルギー

第三者評価 BELS 〇〇〇〇〇〇ビル

評議日 2024年6月1日

ZEB水準を満たしているかどうか

自己評価か第三者評価か

出所：国土交通省ホームページ

※本年度は、実際にZEB化された建築物の見学も含めた研修会・セミナーを開催予定。

建築物脱炭素化推進事業

ZEBアドバイザー派遣～R6年度実績～

建築物の省エネ化やZEB化を検討している京都府内の民間事業者や自治体を対象に、省エネの専門家（ZEBプランナー）を派遣し、ヒアリングや助言を実施。（7件）

＜事例1＞民間施設

- 既存建物（1992年竣工）
- 延床面積 約100m²
- 助言等内容
 - ・ZEB化改修時に築52年であった事例を紹介
 - ・外皮性能、空調、換気、照明、給湯設備、補助制度等

＜事例2＞行政施設（事務所）

- 新築（2030年以降竣工）
- 延床面積：約6,000m²
- 助言等内容
 - ・ZEBとは、関係する法令、ZEBのメリット、同様の施設におけるZEB化の事例、ZEB化の費用等

令和6年度建築物の脱炭素化に向けた助言等業務（京都府ZEBアドバイザー派遣事業）

府内民間事業者、市町村向け



建築物の省エネ化をサポート！
専門家による無料アドバイス

相談
無料

建築物の省エネ化やZEB化を検討している京都府内の民間事業者や自治体を対象に省エネの専門家（ZEBプランナー）が相談と助言を行います！

受付

期間 2024年9月24日（火）～2024年10月25日（金）

- 新築または全面改築を計画している建物がある
 - 既存建物の空調や照明設備の改修に伴って大幅な省エネを図りたい
 - 建物の省エネ化を図りたいが、具体的に何をすればいいかわからない
 - ZEBに興味がある、ZEB化を検討したい建物がある
- など
こんなお悩みをもつ方を無料で支援します。

概要

- | | |
|-------|---|
| ・対象 | 京都府内に事業所を有する中小事業者（法人及び個人）、市町村等（4件程度） |
| ・受付期間 | 2024年9月24日（火）～2024年10月25日（金）
※想定を上回る申し込みがあった場合は、すべてを受付できないことがあります。 |
| ・内容 | 非住宅建築物の新築及び設備改修時のZEB化や補助金活用に向けた助言など
※既に設計が進んでもアドバイス可能です！ |

申込方法

● メールの場合

宛先 「sodan2024@bizen-greenenergy.co.jp」
件名 「京都府建築物の省エネ化支援」
本文に以下の内容を明記の上、
メールをお送りください。

①事業者名、②担当者名、③所属・役職、④電話番号

● 申込みフォームの場合

QRコードまたはURLからお申込みください。
URL : <https://forms.gle/eaED8EkZ6C2Ka34A9>



〈仮受付〉

メール、または
フォームからお申込

〈申込完了〉

ご案内と申込書を
お送りします

〈事前調査〉

申込書と
必要情報のご提出

〈相談〉

オンライン
または対面で実施

お問合せ先
(業務受託者)



備前グリーンエネルギー株式会社

Green Energy

担当：田川 誠（たがわ すすむ）

TEL : 0869-63-3600

E-mail : tagawa@zeb.asia

主体

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課
TEL : 075-414-4830

京都市上京区下立売通新町西入戸内町
Email : datutsanso@pref.kyoto.lg.jp

京都府は2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指して、再生可能エネルギーの導入や建築物の脱炭素化を促進しています。



くらしの中のエコロジー

建築物脱炭素化推進事業 ZEBアドバイザー派遣 ~R7年度~

◆ 対象者

京都府内に事業所を有する中小事業者（法人および個人）、市町村等

◆ 助言等の内容

(基礎設計の前段階における) 非住宅建築物の新築及び設備改修時のZEB化や補助金活用に向けた助言など

◆ 申込受付期間 ※先着5件

- 2026年1月13日～2026年1月27日実施の流れ
- 京都府ZEBアドバイザー受託事業者へ申込み（メール）
- 申込者からZEBプランナーへの必要な情報の提出
ZEBプランナーの派遣（オンライン又は対面）

令和7年度 建築物の脱炭素化に向けた助言等業務（京都府ZEBアドバイザー派遣事業）

先着5件

 府内民間事業者様、市町村向け
京都府 建物の省エネ化 無料アドバイス

新築・既存建築物ZEB※化による省エネ検討を無料で支援
エネルギー使用量削減による脱炭素社会への貢献を！
※ ZEB = ネット・ゼロ・エネルギー・ビルのこと。設計上、一次エネルギー収支実質ゼロになる建築物。

新築・既存建築物で省エネを進めたい 照明や空調設備の更新方法に悩む ZEBに関心がありZEB化を検討中

ビルディング省エネのプロ(ZEBプランナー)が相談対応！

受付期間：2026年 1月 13日(火)～27日(火)

概要

- 対象 京都府内に事業所を有する中小企業者様(法人及び個人)、市町村等
先着5件
- 内容 ヒアリング(対面またはオンライン)を行い、当該建物のZEB化に向けた必要な助言等、検討・支援を行います

申込方法

メールでの申し込みをお願いします

- 宛先 「zeb@sdplanet.co.jp」
- 件名 「京都府建築物ZEB化の検討支援」

本文に以下の内容を記載の上、メールをお送りください。

① 事業者名 ② 担当者名 ③ 所属・役職 ④ 電話番号

お問合せ先(業務受託者)

 **晶和電気工業株式会社** 環境設備デザイングループ 松浦 健男 (まつうら たけお)
TEL : 075-661-7048

事業主体

京都府 総合政策環境部 脱炭素社会推進課 京都市上京区下立売通新町西入戸之内町
TEL : 075-414-4830 Email : datsutanso@pref.kyoto.lg.jp

 **デコ活**
くらしの中のエコロがけ

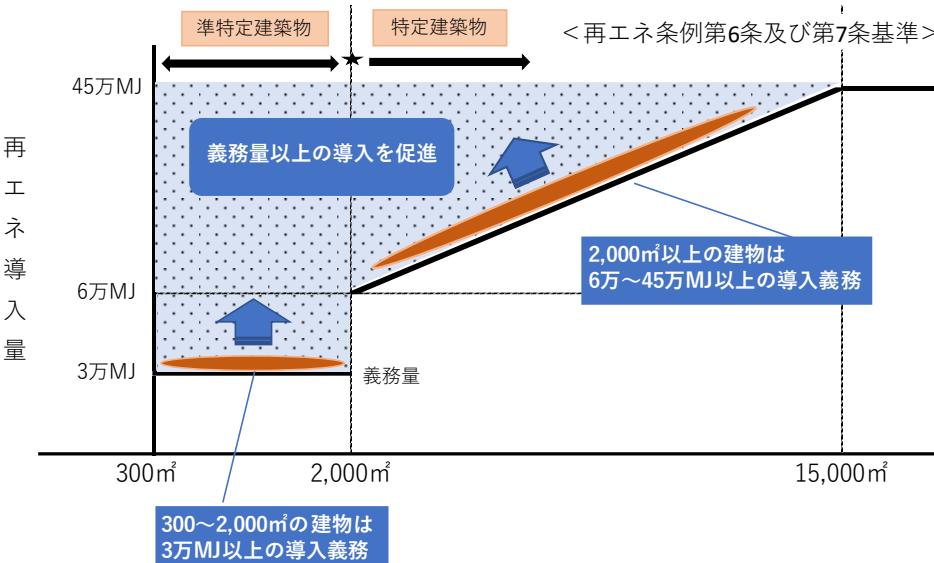
京都府は2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す、再生可能エネルギーの導入や建築物の脱炭素化を推進しています。

事業者向け脱炭素行動促進事業

<R7予算額：9,700万円>

- 条例の義務量を超えて太陽光発電設備を設置する事業者に対する補助

(条例施行前の既存建物における設置も補助対象 (条例の設置義務は新築・増築のみ))



<参考> 条例の設置義務量

○ **特定建築物 (延べ床面積2,000m²以上)**

6万MJ～45万MJ (上限)

※30MJ/年×床面積 (新築又は増築面積)

○ **準特定建築物 (延べ床面積300m²以上2,000m²未満)**

一律 3万MJ (適用除外規定あり。)

※ 3万MJ/年=太陽光2.5kW

<参考> kW→MJの変換式

MJ/年 = kW × 8760時間 × 発電効率0.14 × 変換係数9.76

補助対象設備	補助率	補助限度額	備 考
太陽光発電設備	5万円/kW	900万円	<ul style="list-style-type: none"> 自家消費率50%以上 (軽減措置あり) FIT売電不可 上乗せ分の設備を設置する費用と、義務量分を含む設備導入量に補助率を乗じた額のいずれか低い額
蓄電池	1 / 3	100万円	<ul style="list-style-type: none"> 規格により次の価格 (工事費込・税抜) の1/3が上限 家庭用：14.1万円/kWh、業務用：16.0万円/kWh 太陽光発電設備との同時導入 災害時に地域へ電力供給する場合は補助限度額200万円

マンション共用部再エネ促進事業

<R7予算額：400万円>

- マンションの共用部に太陽光発電設備及び蓄電池を同時導入する事業者等に対する助成

対象者	共同住宅の管理組合、共同住宅の所有者（個人・法人）
対象事業	太陽光発電設備及び蓄電池を同時導入する事業
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・発電した電気について、<u>共用部でのみ消費可</u>（専有部での消費不可） ・FIT売電不可 ・自家消費率30%以上 ・自家消費分を含めて50%以上を京都府内の需要家が消費すること ・蓄電池について、家庭用規格14.1万円/kWh、業務用規格16万円/kWh（工事費込み・税抜き）の1/3が補助上限
対象設備	<input type="radio"/> 太陽光発電設備 <input type="radio"/> 蓄電池（太陽光発電設備の附帯設備として導入する場合に限る）
補助率	太陽光発電設備 5万円/kW（上限200万円） 蓄電池 1/3（上限100万円※） ※災害時に地域で電力を供給する場合、200万円に引き上げ

※本事業は環境省の重点対策加速化事業を活用した事業です。

事業者向け支援

事業者向け自立型再エネ・EMS設置事業

(自立的地域活用型再生可能エネルギー設備等導入補助事業)

<R7予算：3,200万円>

- 再エネ条例に基づく自立的地域活用型再生可能エネルギー導入等計画の認定を受けた**中小企業者等による再エネ等設備の同時導入**に要する経費の一部を補助

(詳細：計画認定のページ)https://www.pref.kyoto.jp/energy/saienedounyuusokusinnjourei_shien.html

対象者	中小事業者（資本金の額1億円以下）、社会福祉法人、学校法人、個人事業者等
対象事業	<p>再エネ設備と効率的利用設備（蓄電池・EMS）を新設・増設し、自己消費を目的に発電する事業</p> <p>※自己消費を目的とするため、固定価格買取制度等による全量売電は対象外</p> <p>※災害等の非常時に、導入する再エネ設備等で発電された電気を、その設置場所において一般の利用に供することができる構造であること。</p> <p>※再エネ条例に基づく設置義務履行のための整備は対象外（延べ床面積300m²以上の新築・増築）</p>
対象設備	<p>○再エネ設備（太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、水力発電、地熱発電）</p> <p>○効率的利用設備（蓄電池、エネルギー・マネジメント・システム（EMS））</p>
支援制度	計画認定に基づく設備導入に際して、以下のいずれかの 優遇を選択可能
税减免	計画認定に基づく設備導入に関する法人事業税・個人事業税の減免 設備取得価格の 1／3（上限1,000万円）
補助金	<p>計画認定に基づく設備導入に関する補助金の交付</p> <p>○再エネ設備として太陽光発電を導入する場合 太陽光発電：5万円/kW 蓄電池又はEMS：導入費用の1／3（上限400万円）</p> <p>○太陽光発電以外の再エネ設備を導入する場合 •効率的利用設備2種同時の場合 補助対象経費の1／2（上限400万円） •効率的利用設備1種の場合 補助対象経費の1／3（上限400万円）</p>

脱炭素住宅（ZEH）促進事業＜新規＞

（京都府住宅脱炭素化促進事業補助金） <R6 2月補正予算額：2,000万円>

- 建築物で作るエネルギーと使うエネルギーの収支が実質ゼロのZEH（ゼッチ）住宅の建築と購入を支援
- 京都市内など狭小地が多い特性を考慮して、実質ゼロにならないNearlyZEHについて、ZEH基準を上回る断熱性能であれば補助対象に
- 府内産木材の利用又は再エネコンシェルジュ（京都府脱炭素社会推進課が認定する再エネ導入のアドバイザー）が関わった住宅は補助増額（+25万円）
(詳細) <https://www.kcfca.or.jp/project/2025zeh/>

対象事業 及び補助額	補 助 額		交付申請額
	ZEH Nearly ZEH ZEH Oriented	ZEH Nearly ZEH ZEH Oriented	
ZEH Nearly ZEH ZEH Oriented	京都府内産木材、北山丸太製品 又は京銘竹製品を使用		<u>15万円</u>
	京都再エネコンシェルジュが設計又 は施工		<u>40万円</u>
対象者	・府内に自ら居住するための住宅の新築又は購入を行う個人。		
お問合せ	京都府地球温暖化防止活動推進センター：075-803-1129 ※9:00～12:00、13:00～17:00(土日祝除く)		



家庭向け自立型再エネ設備設置助成事業

(家庭向け自立型再生可能エネルギー設備補助金)

<R7予算：1億9850万円>

家庭において、**太陽光発電で発電した電気を、蓄電池で溜めて賢く使う**ことで、系統の負荷を低減させ、災害等による停電時でも対応できる生活スタイル（エネルギーの自立化）を促進するため、市町と連携して導入を支援

(詳細) <https://www.pref.kyoto.jp/energy/h28hojyokin.html>

府最大 26万円上乗せ

太陽光発電：2万円/kW（上限8万円）

蓄電池：3万円/kWh（上限18万円）

+

高効率給湯機器・コージエレーションシステム
補助率1/2（上限あり）

+

市町村独自補助金額
金額は市町村により異なる。

※ただし、太陽光発電は、2kW以上に限る

- 「スマート・エコハウス促進融資」、「みんなのおうちに太陽光（太陽光発電設備等共同購入事業」と併用可能

お問合せ

■お住まいの市役所、町村役場 京都市環境保全活動推進協会 電話：075-647-3535 福知山市エネルギー・環境戦略課 電話：0773-48-9554
 舞鶴市生活環境課 電話：0773-66-1064 綾部市環境政策課 電話：0773-42-1489 宇治市環境企画課 電話：0774-20-8726
 宮津市民環境課 電話：0772-45-1617 亀岡市環境政策課 電話：0771-25-5023 城陽市環境課 電話：0774-56-4061
 向日市ゼロカーボン推進課 電話：075-874-3499 長岡京市環境政策室 電話：075-955-9542 八幡市環境政策課 電話：075-983-2795
 京田辺市環境課 電話：0774-64-1366 京丹後市ゼロカーボン推進室 電話：0772-69-0240 南丹市環境課 電話：0771-68-0085
 木津川市環境課 電話：0774-75-1215 大山崎町経済環境課 電話：075-956-2101 久御山町産業・環境政策課 電話：075-631-9964
 井手町産業環境課 電話：0774-82-6168 宇治田原町建設環境課 電話：0774-88-6639 精華町環境推進課 電話：0774-95-1925
 京丹波町住民課 電話：0771-82-3803 伊根町住民生活課 電話：0772-32-0503 与謝野町農林環境課 電話：0772-43-9023

- エネルギー効率が高く、環境への負荷が小さい次世代型住宅（スマートハウス）の普及を促進するため、**住宅への太陽光発電設備等の設置**を支援する**融資制度**
- 家庭向け自立型再エネ補助金、みんなのおうちに太陽光（太陽光発電設備共同購入事業と**併用可能**）
(詳細) <https://www.pref.kyoto.jp/energy/smart-eco-house.html>

融資のポイント

融資限度額

350万円

利率

年0.5%

融資期間

10年以内

対象設備※中古品は対象外

- ①太陽光発電設備
- ②太陽熱利用設備
- ③家庭用蓄電池
- ④エコキュート
- ⑤エコジョーズ
- ⑥エネファーム
- ⑦V2Hシステム
- ⑧薪ストーブ
- ⑨ペレットストーブ
- ⑩断熱化工事

対象住宅

- 申込者が府内に居住している住宅（一般型）
- 親等（※）が府内に居住している住宅（親孝行型）

※ 申込者の父母、祖父母、配偶者の父母、祖父母であって、申込者と同居していないこと。年齢が満60歳以上であること。

お申込ができる方

- 住所が京都府内にあること（※）
- 年齢が満20歳以上満70歳未満かつ償還完了時における年齢が満75歳未満であること

※取扱金融機関が信用金庫の場合は、当該金庫の営業地域内に居場又は勤務されている方に限ります。

お問合せ

■取扱金融機関（府内の本・支店）
京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、
京都北都信用金庫、関西みらい銀行、府内JA